

介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定市民説明会開催

今年度「高浜市第6期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画」を策定するにあたり、市民のみなさんへの説明会を開催します。

とき・ところ

・1月22日(木)

午後7時～8時30分

高浜南部公民館

・1月23日(金)

午後7時～8時30分

翼ふれあいプラザ

・1月24日(土)

午後2時～3時30分

吉浜公民館

・1月25日(日)

午後6時～7時30分

高浜ふれあいプラザ

・1月27日(火)

午後7時～8時30分

高取公民館

※都合のよい日程・会場に参加してください。

問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎5219871

**介護保険特別講演会
「介護保険制度の改正でどうなる?」
地域における支援のあり方は?」**

今年4月から介護保険制度が大きく変わります。

改正の内容や最新の国の動向、そして、これからの地域における支援のあり方などについて、わかりやすく説明します。

とき 1月10日(出)

午後2時～3時30分

ところ いきいき広場内ホール

講師 服部真治氏(厚生労働省老健局)

定員 150人(入場無料)

※定員になりしだい締切

申込・問合せ先

いきいき広場内介護保険・障がいグループ

☎5219871

**事業を営まれている皆さんへ
償却資産申告書を
提出してください**

償却資産とは、土地や家屋以外の事業用資産のうち、その減価償却費が法人税法または所得税法の規定による所得の計算上、損金や

必要経費に算入される次のようなものをいいます。

①構築物(建物附属設備を含む。)

門、塀、上屋、構内舗装、広告施設など

②機械および装置 旋盤、ボール盤、フライス盤など

③船舶 ボート、漁船など

④航空機 セスナ、ヘリコプターなど

⑤車両および運搬具 手押し車、動力運搬車など(自動車税や軽自動車税の課税対象の自動車などは除く。)

⑥工具・器具および備品 工具類、計算機、レジスター、机、いすなど

* * *

これらの資産を所有している方は、平成27年1月1日現在の資産所有状況を2月2日(月)までに申告してください。

なお、平成27年度償却資産申告書を、以前から事業を営んでいる方には送付しましたが、平成26年中に新しく事業を始めた方や申告書が届かなかった方は、市役所税務グループへ連絡してください。

※地方税ポータルシステム(エ

ルタックス)を利用して電子

申告ができます。

詳しくは

エルタックスホームページ

<http://www.eltax.jp/>

サポートデスク

☎0570-08-1459

家屋を取り壊したら

連絡してください

平成26年中に取り壊した家屋に

ついては、平成27年度から課税さ

れません。

家屋の全部または一部を取り壊

した場合は、面積の大小にかかわ

らず市役所税務グループへ連絡し

てください。(電話連絡も可)

ただし、減失登記済みの場合や

家屋調査の際に申し出をした場合

は不要です。

☎5211111

(内線245・258)

・244